

(仮称)千葉県温室効果ガスの排出量の報告に関する条例(案)(特定排出事業者に係る骨格)

特定排出事業者(義務)

国制度

1 製造業等(二酸化炭素)

事業者

事業所

1500kl 以上

1500kl 以上の事業所とは、エネルギー使用(燃料の燃焼、他者から供給された電気又は熱の使用)が原油に換算して1500kl/年以上の事業所をいう。

製造業、発電所、通信業、倉庫、百貨店・総合スーパー、銀行・保険、貸事務所、ホテル、病院、大学・研究所、博物館・テーマパーク、廃棄物処分場、行政機関等が対象となっている。(千葉県内 約 600 事業所)

2 運輸(二酸化炭素)

事業者

鉄道 300 両、トラック 200 台、バス 200 台、タクシー350 台、船舶 2 万総ト以上、航空輸送事業者 9 千ト以上、特定荷主 3000 万ト和以上

3 非I補^{*}-起源 CO₂ 及び CO₂ 以外のガス
排出量(CO₂ 換算)が3,000 トン以上の事業所の設置者(事業者全体で常時使用従業員数が 21 人以上)

県制度

1 製造業等(二酸化炭素)

パターン A

事業者

事業所

1500kl 以上

事業所

1500kl 以上

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

パターン B

事業者

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

事業所

1500kl 未満

県内の事業所を合計して、年間のエネルギー使用が 1500kl/年以上となる事業者を報告対象とする。国の制度外のチェーン展開の事業者(コンビニ、スーパー)等が該当する。

2 運輸(二酸化炭素)

事業者

トラック 100 台、バス 100 台、タクシー175 台

第 2 種エネルギー管理指定工場(1500kl/年)と同等の二酸化炭素を排出する自動車台数を保有する事業者を対象とする。

上記以外(鉄道、船舶、航空輸送等)については、県内の CO₂ 排出量が特定できないため、今回の制度においては対象としない。

3 非I補^{*}-起源 CO₂ 及び CO₂ 以外のガス

排出量(CO₂ 換算)が3,000 トン以上の事業所を有する事業者(CO₂ と同様、事業者単位とし、常時使用従業員数が 21 人以上の事業者とする)